

日本籍船舶に備えられる手引書等で使用される言語に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正事項

日本籍船舶に備えられる手引書等で使用される言語に関する事項

改正理由

油タンカー及びケミカルタンカーに備えられる一部の手引書について、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得（以下、「海防法検査心得」という。）では日本語による記述が要求されていた。しかしながら、外国籍船員を乗船させることが認められていることから、船舶職員同士の共通言語が日本語以外となる場合が想定される。これを考慮し、日本語での記述が要求されていた手引書について、船舶職員の共通言語で記述するよう海防法検査心得の改正があった。

この結果、海防法検査心得と本会関連規則等において、手引書の記述言語の要件に差異が生じていたことから、今般、海防法検査心得との整合を図るべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 油濁防止緊急措置手引書中の記述言語に関する要件を改めた。
- (2) 有害液体汚染防止緊急措置手引書中の記述言語に関する要件を改めた。
- (3) 油排出監視制御装置操作の手引書中の記述言語に関する要件を規定した。
- (4) 原油洗浄装置の操作及び設備の手引書中の記述言語に関する要件を規定した。
- (5) 有害液体物質排出防止設備の手引書中の記述言語に関する要件を改めた。